

# 松阪市サッカー協会松阪市総合運動公園優先予約申請要綱

## 1. 目的

松阪市サッカー協会および当協会所属のチームが、松阪市総合運動公園施設の優先予約申請をする際に必要な事項について、以下の通り定める。

## 2. 優先順位決定の基準

優先順位決定の基準はつぎのとおりとする。

- 1-1 松阪市サッカー協会主催大会・事業。
- 1-2 松阪市サッカー協会登録チームであり、かつ、その代表者が、当該年度の松阪市サッカー協会総会に出席したチームの主催大会・事業。
- 1-3 松阪市サッカー協会登録チームであり、かつ、その代表者が、当該年度の松阪市サッカー協会総会に委任状を提出したチームの主催大会・事業。
- 1-4 松阪市サッカー協会登録チームであり、かつ、その代表者が、当該年度の松阪市サッカー協会総会を欠席したチームの主催大会・事業。

なお、優先順位が同等の場合は、主催大会・事業数の少ないチームを優先するものとする。  
また、総会における代表者の出席については、各チーム1名以上とする。

## 3. 各チーム主催大会優先予約における大会・事業の数

土・日・祝日における各チーム主催大会・事業数は年間1回程度までとする。  
ただし、平日に開催する場合はこの限りではない。

## 4. 各チーム主催大会の開催要綱の提出

松阪市総合運動公園優先予約の決定を受けたチームは、その大会・事業実施の1か月前までに、松阪市サッカー協会事務局および松阪市総合運動公園管理事務所まで、大会要綱等を提出するものとする。

## 5. 優先順位の調整について

松阪市サッカー協会は、上記の優先順位決定にかかる調整について、調整会議を開催するものとする。

なお、調整会議を欠席したチームについては、優先順位にかかる権利を放棄したものとみなす。

## 6. その他

この要綱は令和6年6月30日より実施する。